

○御殿場市地域猫活動事業補助金について

1. 地域猫活動とは

地域の快適な生活環境を守るため、飼い主のいない猫（野良猫）を捕獲して不妊去勢手術を行い、今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせるように区・区民ボランティア・区民が主体となって行う活動です。

不妊去勢手術を行った猫は元いた場所に戻し、「地域猫」として地域住民の理解と協力のもと、その地域にあった方法で餌の管理や猫用トイレの設置などを行い、一定のルールのもと適切に管理を行います。

2. 補助金の考え方

各区が主体となって実施する地域猫活動の費用について、年間10万円を上限に補助金を交付します。交付期間は最長で3年になっています。

地域猫活動実施の初年度は特に手術を実施する件数が多く、補助額以上に費用が必要となるケースがあります。事業費が補助額を超える部分については区費等から支出してもらうことになります。

また、当該事業は継続的に実施することが効果的な事業とされています。

3. 補助対象経費

地域猫活動における不妊去勢手術や捕獲用の餌購入、ボランティア保険加入、啓発に係る費用に使用することができます。猫を飼育管理するための物品購入の用途には使用できません。また、捕獲器等備品の購入費も原則補助対象外です。

※捕獲器等の備品を購入希望の場合は、事前に環境課へ御相談ください。

なお、補助対象となる経費は、補助金交付決定日から年度末までです。

補助金交付決定日以前の不妊去勢手術や物品購入の費用は補助対象外です。御注意ください。

4. 申請方法

御殿場市地域猫活動事業補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、事業収支予算書（様式第3号）の提出が必要です。

初めて申請する場合や記入方法がわからない場合は、環境課へお問い合わせください。

5. 実績報告方法

御殿場市地域猫活動事業実績報告書（様式第5号）、事業報告書（様式第2号）、事業収支決算書（様式第3号）、事業に係る領収書の写し、その他区で回覧した文書等のコピーの提出が必要です。